

令和2年6月25日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和2年6月23日付託分)

## 附属資料

総務局

## 目 次

	ページ
1 神奈川県局設置条例 新旧対照表 .....	1
2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表 .....	2

1 神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) スポーツ局</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ</u> (削除)</p> <p>イ (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) スポーツ局</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ</u> <u>ラグビーワールドカップ2019に関する事項</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>

2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第28条（略） （ゴルフ場利用税の課税免除）</p> <p>第28条の2 県及び公益財団法人神奈川県スポーツ協会が共同して主催する競技会（スポーツの振興を直接の目的としない競技会を除く。）のゴルフ競技に参加する選手が当該競技会のゴルフ競技としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用で知事が認めたものに対しては、ゴルフ場利用税を課さない。</p> <p>第29条～第81条（略） 附 則 1～43（略） （寄附金税額控除の特例の対象となる放棄）</p> <p>44 <u>法附則第60条第1項に規定する住民の福祉の増進に寄与する放棄として道府県の条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。</u></p>	<p>第1条～第28条（略） （ゴルフ場利用税の課税免除）</p> <p>第28条の2 県及び公益財団法人神奈川県体育協会が共同して主催する競技会（スポーツの振興を直接の目的としない競技会を除く。）のゴルフ競技に参加する選手が当該競技会のゴルフ競技としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用で知事が認めたものに対しては、ゴルフ場利用税を課さない。</p> <p>第29条～第81条（略） 附 則 1～43（略）</p> <p>（追加）</p>

神奈川県県税条例の一部を改正する条例（令和元年神奈川県条例第12号）新旧対照表

<附則第2項関係>

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条 神奈川県県税条例の一部を次のように改正する。 （略） 附則第42項を附則第41項とし、附則第43項を附則第42項とし、<u>附則第44項を附則第43項とする。</u></p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定並びに次項並びに附則第3項、第5項及び第6項の規定は令和元年10月1日から、第3条の規定並びに附則第4項及び第7項の規定は令和3年4月1日から施行</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条 神奈川県県税条例の一部を次のように改正する。 （略） 附則第42項を附則第41項とし、附則第43項を附則第42項とする</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定並びに次項並びに附則第3項、第5項及び第6項の規定は令和元年10月1日から、第3条の規定並びに附則第4項及び第7項の規定は令和3年4月1日から施行</p>

改 正	現 行
する。 2～8 (略)	する。 2～8 (略)